

Q1-1 台湾の法体系および司法制度の概要について説明して下さい。

台湾の法体系は、主に大陸法系の影響を受け、成文法体系が中心となっています。全体的な構成は、憲法を基礎とし、全ての法令規制は憲法の規定に違背することはありません。また、台湾の「中央法規標準法」の規定に基づき、法律名称には、「法」、「律」、「条例」または「通則」等があります。

台湾の司法制度の概要は以下の通りです。

1. 組織系統と管轄

台湾では以下の通り別系統の裁判所が設置されています。

(1) 通常裁判所

民事訴訟および刑事訴訟は、通常裁判所である最高裁判所、高等裁判所およびその支部ならびに地方裁判所が管轄します。原則として三級三審ですが、民事事件の簡易訴訟は二級三審、少額訴訟は一級二審です。なお、上訴には一定の要件が求められる場合があります。

(2) 行政裁判所

行政訴訟は、通常訴訟、簡易訴訟ともに二級二審です。通常訴訟の第一審は高等行政裁判所で事実審、控訴審は最高行政裁判所で法律審です。行政裁判所には、最高行政裁判所と高等行政裁判所しかなく、簡易訴訟の第一審は、通常裁判所である地方裁判所の行政法廷で、第二審は高等行政裁判所で行われます。

(3) 専門裁判所

特定の性質の訴訟を専門的に扱う裁判所です。例えば、知的財産裁判所は、知的財産や営業秘密に関する事件を専門的に扱い、民事事件の第一審、第二審、刑事事件の第二審および行政事件の第一審を管轄します。知的財産裁判所のほかに、公務員懲戒委員会、少年・家事事件裁判所、司法院大法官會議等が設置されています。

(4) 軍事裁判所

国防部が所管し、最高軍事裁判所、高等軍事裁判所および地方軍事裁判所にて、軍事審理法による現役軍人に対する刑事裁判を扱います。なお、これらの管轄は戦時に陸海空軍刑法またはその特別法上の罪を犯した案件に限られます。

2. 簡易訴訟

訴訟手続には、一般訴訟と簡易訴訟・少額訴訟があります。

3. 事実審と法律審

第一審と第二審は事実審であり、事実認定と法律判断をあわせて行いますが、第三審は法律審であり、事実認定については行われず、認定済の事実に基づく法律判断のみが行われます。また、第二審であっても終審の場合は法律審です。なお、判決が確定したのちも、かなり限定的局面のみではありますが、判決確定後にその誤りが発見された場合の是正のために非常救済手続が用意されており、再審制度と非常上告制度があります。

4. 憲法解釈

憲法解釈に関する事件について最高裁判所および最高行政裁判所は管轄権を持たず、裁判官・検察官・弁護士経験者や学者等で構成される司法院大法官会議がこれを審議します。同会は民事、刑事、行政事件の判決に対し当事者からの申立てを受け「憲法解釈」または「法令に関する統一解釈」を審議します。申立ての事由は、確定判決に関しては主に以下のような事由が挙げられます。

- (1) 確定判決等に適用された法令が憲法に抵触していると考えられる場合
- (2) 確定判決の見解について、他の裁判機関が同一の法令を適用した確定判決の見解と異なっている場合

大法官会議で申立人にとって有利な解釈が出た場合、当該申立人はその解釈を当該確定判決に対する再審または非常上告の理由として、確定判決の破棄等の救済を求めることができます。大法官会議で当該解釈の対象となった同じ法令について、並行して解釈を申し立てていた他の者も、確定判決に対して上記の救済を求めることができます。

なお、大法官会議の審議手続き等を定める司法院大法官審理案件法は、2019年1月に改正され、名称も「憲法訴訟法」に変わり、2022年1月から施行されます。同改正法では、大法官によって組成された憲法法廷が憲法解釈等について審理することになります。